

き そきょういくほしやうがつかいかいそく
基礎教育保障学会会則

めいしやう
(名称)
だいじやう
第1条

ほんがつかい き そきょういくほしやうがつかい
本学会は基礎教育保障学会 (Japan Society for the Study of Basic Education and Literacies: JASBEL) と称する。

もくてき
(目的)
だいじやう
第2条

ほんがつかい き そきょういく ほしやう かか じっせん けんきゆう めざ き そきょういく にんげん
本学会は基礎教育の保障に関わる実践と研究を目指す。基礎教育とは、人間が
にんげん せいかつ さいていげん
人間として尊厳をもって生きていくために必要な教育であり、人間の生活に最低限
ひつよう きそてき きやういく ていぎ ふ ぼんにん きむきやういく
必要とされる基礎的な教育のことである。この定義を踏まえ、万人が義務教育をきちんと
う しゃかい きほん しゅうがくぜんきやういく しよきやうきやういく せいじんしきじきやういく
受けることができる社会を基本としつつ、就学前教育、職業教育、成人識字教育
ふく はぼひろ きやういく う しゃかい こうちく めざ き そきょういく
なども含めた幅広い教育を受けることができる社会の構築を目指す。そして、基礎教育
じっせん けんきゆう じく きやういく ふくし ろうどう さまざま ぶんや こうりゆう たが ちけん
の実践と研究を軸として、教育・福祉・労働など様々な分野が交流し、互いの知見に
まな あ ば かいいんそうご しんぼく こうりゆう はか もくてき
学び合う場をつくり、会員相互の親睦、交流を図ることを目的とする。

じぎやうとう
(事業等)
だいじやう
第3条

ほんがつかい じやうき もくてき たつせい つぎ じぎやうとう おこな
本学会は上記の目的を達成するため、次の事業等を行う。

(1) けんきゆうたいかいの開催

ねん かいかいさい げんそく がつ がつ かいさい
年に1回開催する:原則として8月または9月に開催する。

(2) かくいんかいの開催

ひつよう おう てきぎ かいさい
必要に応じて適宜開催する。

(3) ニュースレターの発行

じむきよく ねん すうかい はっこう
事務局が、年に数回、ニュースレターを発行する。

(4) がつかいし 学会誌(ジャーナル)の発行

がつかいし はっこう べつ きた
学会誌(ジャーナル)の発行については別に定める。

(5) たが ちけん 其他学会の目的を達成するために適当と思われる事業

1) かくしゆ 各種プロジェクトや調査活動等の実施

ひつよう おう きかく うんえい おこな さい つど りじかい
必要に応じて企画・運営を行う。その際は、その都度、理事会において
ていあん かいいん さんかしゃ つの かつどうほうしん
提案し、会員から参加者を募る。活動方針については、チーム・メン
いちにん けんきゆうたいかいとう げんじやうほうこく おこな せい
バーに一任する。研究大会等において、現状報告を行う。成果は
ほんがつかいしゆさい ほっぴやうかい がつかい ざっし はっぴやう
本学会主催の発表会、学会、雑誌などに発表することができる。プ
じよせい べつ きた
ロジェクト助成については別に定める。

2) シンポジウム等の実施

けんきゆうたいかい べつ ほんがくかい もくてき じつげん いっかん こくないがい
研究大会とは別に、本学会の目的を実現するための一環として、また国内外
じっせんしゃ けんきゆうしゃとう こうりゆうそくしん めざ とう きかく
における実践者、研究者等との交流促進を目指して、シンポジウム等を企画、
かいさい
開催する。

こうせいいん
(構成員)

だいじょう
第4条

ほんがつかい つぎ かいいん こうせい
本学会は次の会員で構成する。

(1) 正会員

ほんがつかい しゅし もくてき りかい かつどう かんしん も もの にゆうかい もう
本学会の趣旨・目的を理解し、その活動に関心を持つ者で、入会を申し込み(会費を納入し)、理事会の承認を得た者とする。

(2) 名誉会員

ほんがつかい こうろう せいがいいん りじかい はつぎ そうかい しょうにん
本学会において功労のあった正会員から、理事会が発議し総会で承認を得た者とする。名誉会員の推薦については別に定めるところによる。

かいひ
(会費)

だいじょう
第5条

かいいん かいひ のうにゆう
会員は会費を納入するものとする。

(1) 年会費は、会員の職名等(常勤・非常勤、職業の種別等)にした

がい、一般会員(大学や研究機関の常勤研究員等)は5千円、特別
会員(実践者、大学や研究機関などの非常勤研究職等、教員、
行政関係者、議会関係者、政策立案関係者、法曹関係者、市民・
住民等)は2千円、学生会員(大学生、大学院生、夜間中学・高校の
学生・生徒等)は1千円とし、原則として銀行振込により納入する。

(2) 必要に応じて、理事会の発議と総会の承認により、臨時会費を徴収することができる。

かいいんしかく そうしつ
(会員資格の喪失)

だいじょう
第6条

ほんがつかい かいひ ねんかんつづ のうにゆう もの かいいんしかく うしな
本学会の会費を2年間続けて納入しなかった者については、会員資格を失うこととする。

やくいん
(役員)

だいじょう
第7条

ほんがつかい つぎ やくいん
本学会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 数名

(3) 事務局 長 1名、事務局次長 1名～2名

(4) 理事 15名～20名

(5) 監事 1名～2名

(6) 顧問 若干名

2 会長は、理事の互選により選出され、総会の承認を得る。本学会を代表する。

3 副会長は、会長の指名で理事の中から選出される。会長の会務を補佐するとともに、状況に応じて、会長の代理を務める。

4 事務局 長は、会長の指名で理事の中から選出される。会の事務を総括するとともに、

事業等の企画・運営、開催に関する事務についても総括する。事務局長は、事務局長を補佐する者として、理事の中から事務局長を指名することができる。

- 理事は、別に定める規程により、会員の中から選挙によって選出される。ただし、学会の運営上必要な理事5名以内を、総会で承認を得て会長が委嘱することができる。理事は、会長、副会長、事務局長を補佐しながら、学会の事業の充実に向けて、その企画・運営や、運営のための事務業務の一部を分担する。
- 監事は、理事会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱し、総会の承認を得る。本学会の会計監査及び事業等の企画・運営、評議に関する監査などを行う。
- 顧問は、必要に応じて、理事会の承認を得て会長が委嘱できる。本学会の事業企画や運営、評議等に関して助言などを行う。

役員任期

第8条

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

総会、理事会

第9条

本学会に総会及び理事会をおく。

- 総会は、正会員（一般会員、特別会員、学生会員）、名誉会員をもって組織し、本学会の最高議決機関として本学会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は年1回、当該年度の研究大会のとき（原則として8月または9月）に、また臨時総会は会長が必要と認める場合、随時開催する。総会は会員の過半数が出席することで成立する。ただし、委任状（メールでも可）を含む。総会の議事は出席会員の過半数で決する。
- 理事会は、会長、副会長、事務局長を含む理事をもって組織し、第3条に定める事業の執行並びにそれに伴う収支予算及び決算に責任を負う。理事会は、研究大会の際を含め、年に4回程度開催することを標準とする。ただし、必要に応じ、より多数回開催することを妨げない。理事会には必要に応じ、構成員以外の者の出席を認めることができる。

委員会

第10条

本学会の事業や活動遂行のため、次の常設委員会をおく。

- 学会誌編集委員会
- 研究委員会
- 研究大会委員会

委員会の委員長は、理事の中から、会長がこれを委嘱する。

委員長は、必要に応じて、会員の中から副委員長及び委員を定めることができる。

しよざいち
(所在地)

だい じょう
第11条

ほんがつかい しよざいち ふくおかけんふくおかしじょうなんくななくまはつちようめ ばん ごう ふくおかだいがくじん
本学会の所在地は、福岡県福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学人
ぶんがくぶそえだけんきゅうしつ
文学部添田研究室にあるものとする。

じむきょく
(事務局)

だい じょう
第12条

ほんがつかい じむきょく ぜんじょう そえだけんきゅうしつ
本学会の事務局を前条の添田研究室におく。

- 2 事務局には、必要に応じて、若干名の事務局員をおくことができる。
- 3 事務局長は、会員の中から会計を指名できる。

かいけい
(会計)

だい じょう
第13条

ほんがつかい けいひ かいひ きふきんおよ た しゅうにゆう
本学会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本学会の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

かいそく へんこう
(会則の変更)

だい じょう
第14条

ほんかいそく へんこう りじかい ていあん そうかい けつぎ せいりつ
本会則の変更は、理事会が提案することができる。総会の決議をもって成立する。

ふそく
附則

せつりつねんがっぴ
(設立年月日)

だい じょう
第1条

ほんがつかい ねん へいせい ねん がつ にち せつりつそうかい せいりつ
本学会は2016年(平成28年)8月21日の設立総会において成立する。

かいそく せいてい しこう
(会則の制定、施行)

だい じょう
第2条

かいそく ぜんじょう せつりつそうかい せいてい どうじつ しこう
この会則は、前条の設立総会において制定し、同日から施行する。

かいそくかいせい りれき
(会則改正の履歴)

だい じょう
第3条

がつみつか いちぶかいせい そくじつしこう
2017年9月3日 一部改正。即日施行。

がつ いちぶかいせい そくじつしこう
2019年9月1日 一部改正。即日施行。

がつふつか いちぶかいせい そくじつしこう かいせいじ げん ほんざい じょうにん
2023年9月2日 一部改正。即日施行。ただし、改正時において現に存在する常任
りじ ちいおよ しよくむ ねんど ていれいそうかい ひ きゅうきてい
理事の地位及びその職務は2024年度の定例総会の日まで旧規定
したが けいそく
に従い継続する。